

個人事業主のための

事前の電話予約にご協力ください。

『ご予約の方』を優先します。

# 源泉所得税 個別指導会

開催日時

【令和8年】

7月1日(水)～7月9日(木) 土・日曜日は除く

時間はいずれも 午前10時～12時、午後1時～4時

37.5℃以上の発熱やせき・くしゃみなど体調のすぐれない方は、ご来館をお控えください。

場 所 **東大和市商工会館** 東大和市中心 3-922-14 TEL : 042-562-1131

持ち物

1. 令和8年1月～6月の期間の給与所得に対する所得税源泉徴収簿（給与支払明細書）
2. 給与所得者の扶養控除等申告書
3. 給与所得者の配偶者控除等申告書
4. 納付書

※前年分の関係書類一式の控えをご持参ください。

期 限 **令和8年7月10日(金)までに納付手続き**

**給与支払い報告は、税額の有無にかかわらず、行う必要があります！**

源泉徴収した所得税は、原則として給与などを実際に支払った月の翌月10日（土日祝の場合は翌日）までに国に納付しなければなりません。しかし、給与の支給人員が常時9人以下の場合には、納期の特例申請書を管轄の税務署へ提出することで、源泉徴収した所得税を半年分まとめて納めることができる特例があります。

◆ 1～6月までに源泉徴収した所得税 → 7月10日まで

給与支払者（事業者）は、従業員や専従者等に対して支払った給与について、税務署に給与支払い報告と源泉所得税の納付を行わなければなりません。

源泉所得税が発生しない場合においても、給与支払報告は必要となります。

# 税務署における確定申告書(控)等への收受日付印押なつの廃止に伴う 確定申告書等税務書類提出代行 終了のお知らせ

国税庁ではデジタル社会の実現に向け、申告や申請手続きの簡便化・デジタル化、e-Tax の活用を推進していくこととなり、その一環として令和7年1月から書面提出された申告書等の控え(開廃業届など各種届出を含む、税務関係書類全て)への收受日付の押印が廃止となりました。

收受日付の押印廃止を受け、代理提出完了の証明が今後困難となることから令和7年1月以降、立川税務署への書類提出代行ができませんので、ご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、確定申告書等の作成支援は、引き続き実施いたしますので、ぜひご活用ください。

## ★申告書の提出事実・提出年月日の確認方法

e-Tax による申告	e-Tax での申告時に送付される受信通知には、氏名・住所・受付日時等が記載されており、この通知が提出の証明書になります。 <b>※ マイナンバーカードが必要です</b>
申告書等情報取得サービス (オンライン請求のみ)	e-Tax、書面提出どちらでも PDF ファイルを無料で取得することができます。 <b>※ マイナンバーカードが必要です</b>
保有個人情報の開示請求	申告書等の内容確認をすることができます。 (手数料 300 円、交付まで約 1 か月)
税務署での申告書等の閲覧サービス	税務署窓口にて、過去に提出した申告書を閲覧できます。(無料：写真撮影可)
納税証明書の交付請求	氏名・住所・納税額が記載されています。 (手数料 400 円)

マイナンバーカードをお持ちの方は、e-Tax での申告をぜひご検討ください。  
ご不明な点等は、担当までお問合せください。商工会にてサポートいたします！

国税庁 HP でもご確認できます



東大和市商工会

東大和市中心 3-922-14

TEL 042-562-1131

担当：小林